

# 告示

## 埼玉県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年十二月二十八日認可した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

小林栢間土地改良区

### 二 事務所の所在地

埼玉県久喜市